

令和 6 年度

十勝管内 効果促進事業施設点検委託業務 特記仕様書

十勝総合振興局産業振興部林務課

治山施設 詳細点検 業務仕様書

第1 適用

1 この仕様書は、北海道水産林務部（以下、「道」という。）が、治山事業施行地（以下「施行地」という。）において、治山施設の外観・周辺を目視により観察又は簡易な計測等を実施して、施設の損傷等の状況を把握し、補修・点検計画を取りまとめる業務（以下「詳細点検」という。）を、委託者の委託により、受託者が行う詳細点検の一般仕様を定めるものである。

なお、詳細点検には、治山施設として管理する橋梁（以下「治山橋梁」という。）への定期点検を含むものとする。

2 この治山施設詳細点検業務仕様書は、道が実施する詳細点検に適用するものとする。

3 この仕様書に定めのない事項は、北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書を準用するとともに、委託者の指示によるものとする。

4 設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 業務の内容等

1 治山施設（治山橋梁を除く）

1) 受託者は、委託者が示した施行地において、「北海道治山施設点検・診断マニュアル」により示している点検の方法及び健全度評価に基づき、詳細点検を実施するものとする。

また、点検の結果は、「治山施設現地点検チェックシート」及び「治山施設経過点検結果整理表」に記載するものとする。

2) 業務区分毎の内容については、「表-1」のとおり。

(表-1) 詳細点検の業務の内容

業務区分		内容	
事前調査	内業	調査計画	治山台帳等の既存資料から、詳細点検を実施する箇所を設定し、点検対象の構造物の位置、諸元、保全対象等を把握する。
現地調査	外業	点検対象の構造物について、位置確認、目視観察等を実施して、施設の異常の有無及び損傷の状況を記録し、写真撮影を行うとともに、補修計画、点検計画を検討する。 1箇所複数の構造物がある場合には、それぞれについて現地調査を実施する。 事前調査で把握した以外の治山構造物が現地で確認された場合は、当該構造物についても現地調査を行い取りまとめるものとする。	
		位置確認	点検対象の構造物の位置を確認して、図面上の位置・座標を記録する。
		目視観察 簡易計測	点検対象の構造物の外観を目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、施設の異常の有無、損傷の状況等を把握して記録する。
			点検対象の構造物周辺の森林等を目視で確認して、復旧状況、荒廃状況を記録する。
		写真撮影	点検対象の構造物の状況について、全景、異常部位の状況の写真撮影を実施する。
		点検計画	点検対象の構造物について、詳細調査の必要性・緊急性、点検計画（内容・頻度など）を判断して記録する。
補修計画	点検対象の構造物について、補修等の必要性・緊急性、補修等の計画（工法、概略規模）を判断して記録する。		
取りまとめ	内業	帳票作成 写真整理	点検対象の構造物について、現地調査の結果を整理し帳票に記載するとともに、写真を整理し保存して、報告書を作成する。

3) 業務の単位については、「表－2」のとおり。

(表－2) 詳細点検業務の1箇所の単位

施設区分	内容
溪間工	・ 治山ダム（堰堤工・床固工・谷止工）は、1基を1箇所とする。 ・ 副ダム、側壁、護岸など治山ダムと一体となった構造物は、治山ダム1箇所に含まれるものとする。
山腹工	・ ひとまとまりの施工区域に、土留工・水路工（集水柵・帯工を含む。）・法枠工等の構造物が一体的に設置されている場合は、全体で1箇所とする。 ・ 同一施工区域にあっても、表－3に示した施設は、箇所数に加算して計上する。（事前調査を除く）
落石防止工	・ ひとまとまりの施工区域に、一体的に設置されている複数の構造物は、全体で1箇所とする。 ・ 同一施工区域にあっても、落石予防工と落石防止工は、それぞれ1箇所として計上する。
地すべり防止工	・ ひとまとまりの地すべりブロック内に、一体的に設置されている複数の構造物（土留工・水路工等）は、全体で1箇所とする。 ・ 同一施工区域にあっても、表－3に示した施設は、箇所数に加算して計上する。（事前調査を除く）
防潮工	・ 連続した構造物（防潮堤等）は、施工時の工区ごとに1箇所とする（500m以内）。
なだれ防止施設	・ ひとまとまりの施工区域に、一体的に設置されている複数の構造物（雪び予防工。発生予防工等）は、全体で1箇所とする。

※ 山腹工、落石防止工、地すべり防止工、なだれ防止施設における「ひとまとまりの施工区域」「ひとまとまりの地すべりブロック」とは、単年の同一地区名の施設とする。

4) 施設に応じた箇所数の加算については、「表－3」のとおり。

なお、該当する施設が詳細点検を実施する施設であった場合のみ加算することとし、同一施工区域内で、経過点検を実施する施設が加算対象施設としても加算計上はしない。

(表－3) 箇所数に加算する構造物

名称	1箇所の換算	摘要
アンカー工	1斜面当たり	グラウンドアンカー工を含む。
補強土工	1斜面当たり	鉄筋挿入工
杭工・シャフト工	1斜面当たり	位置が不明瞭な構造物は除く。
ボーリング暗渠工	1群当たり	
集水井工	1基当たり	排水ボーリングの排水口を含む。
排水トンネル工	1坑口当たり	

(注) 山腹工、地すべり防止工の現地調査及び取りまとめについては、本表の構造物の箇所数を加算して積算する。

第3 設計変更

現地調査の結果、事前調査までに把握されなかった構造物が現地確認された場合や、詳細点検の実施が困難な場合について、委託者と受託者で協議の結果、箇所数に変更があった場合は、設計変更を行うものとする。

第4 業務の報告

受託者は、現地調査の結果により、構造物の健全度が著しく低い場合や、保全対象との近接度から、構造物に異常があった際に、保全対象へ影響を与えるおそれが高い場合、速やかに委託者へ点検結果を報告するものとする。

第5 成果品

受託者は、詳細点検結果に基づき次の各号に掲げる資料を作成し、委託者の指定する期日までに各1部を提出するものとする。また記録媒体（CD・DVD等）を1部提出するものとする。

- 1) 点検箇所位置図 … 国土地理院地図（1/50,000）を基本とする。
- 2) 点検箇所平面図 … 治山台帳に添付してある図面をベースとする。
- 3) 治山施設現地点検チェックシート … 治山施設点検・診断マニュアルで示す様式とする。
- 4) 治山施設経過点検結果整理表 … 現地調査の結果把握した詳細位置情報（記載する座標値は世界測地系（WGS84）とする）、施設異常の有無等を記載する。
- 5) 点検写真 … 点検状況がわかる代表写真を紙印刷するとともに電子データを納品する。
- 6) 異常箇所模式図 … 治山台帳に添付してある図面をベースにスケッチ可とする。
- 7) 報告書 … 当該仕様書に基づき、業務概要、点検結果、補修計画等を取りまとめる。

成 果 品 目 録

成果品項目	設計項目	規格等	提出数量		摘要
			紙	電子媒体	
【治山施設点検業務】					
点検箇所位置図	現地調査	適宜	1	1	
点検箇所平面図	現地調査	適宜	1	1	
治山施設現地点検 チェックシート	現地調査 取りまとめ	A4版	1	1	
点検写真	現地調査 取りまとめ	A4版	1	1	代表写真のみ 紙印刷する
異常箇所模式図	現地調査 取りまとめ	A4版	1	1	スケッチ可
報告書	取りまとめ	A4版	1	1	治山橋梁を除く

治山施設 経過点検 業務仕様書

第1 適用

- この仕様書は、北海道水産林務部（以下、「道」という。）が、治山事業施行地（以下「施行地」という。）において、治山施設の外観・周辺を目視により観察し、必要に応じて簡易な計測等を実施する業務（以下「経過点検」という。）を、委託者の委託により、受託者が行う経過点検の一般仕様を定めるものである。
- この治山施設経過点検業務仕様書は、道が実施する経過点検に適用するものとする。
- この仕様書に定めのない事項は、北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書を準用するとともに、委託者の指示によるものとする。
- 設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2 業務の内容等

受託者は、委託者が示した施行地を含む調査地区において、治山施設の詳細位置及び異常の有無を確認することを目的に、経過点検を実施するものとする。

また、経過点検の結果は、「治山施設経過点検結果整理表」に記載するものとする。

業務区分毎の内容については、「表-1」のとおり。

（表-1）経過点検の業務の内容

業務区分		内容	
事前調査	内業	調査計画	治山台帳等の既存資料から、経過点検を実施する箇所を設定し、点検対象の構造物の位置、諸元、保全対象等を把握する。
現地調査	外業		点検対象の構造物について、施設詳細位置の把握及び、目視観察等を実施して、施設の異常の有無及び施設異常の概要を把握する。 委託者が治山施設経過点検結果整理表で示す治山施設について現地調査を実施する。 委託者が示した以外の治山構造物が現地で確認された場合は、当該構造物についても現地調査を行い取りまとめるものとする。
		位置確認	点検対象の構造物の詳細位置を確認して、図面上の位置・座標を記録する。
		目視観察 簡易計測	点検対象の構造物の外観を目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、施設の異常の有無及び施設異常の概要を把握して記録する。
		写真撮影	点検対象の構造物の状況について、全景、異常部位の状況の写真撮影を実施する。
取りまとめ	内業	帳票作成 写真整理	点検対象の構造物について、施設詳細位置（座標値）、施設異常の有無等の現地調査の結果を帳票に記載するとともに、写真を整理し保存して、報告書を作成する。

業務の単位については、「治山施設経過点検結果整理表」の施設毎とし、同一施工区域内であっても施設数はまとめない。

第3 設計変更

現地調査の結果、経過点検の実施が困難な場合や、経過点検の結果、詳細点検の必要性が認められる場合について、委託者と受託者で協議の結果、点検内容や箇所数に変更があった場合は、設計変更を行うものとする。

第4 業務の報告

受託者は、現地調査の結果により、構造物の健全度が著しく低い場合や、保全対象との近接度から、構造物に異常があった際に、保全対象へ影響を与えるおそれが高い場合は、速やかに委託者へ点検結果を報告するものとする。

第5 成果品

受託者は、経過点検結果に基づき次の各号に掲げる資料を作成し、委託者の指定する期日までに各1部を提出するものとする。また記録媒体（CD・DVD等）を1部提出するものとする。

- 1) 点検箇所位置図 … 国土地理院地図等（1/50,000）を用いて、点検箇所を示したもの。
- 2) 点検施設配置図 … 施設配置図を用いて、施設の詳細位置と異常の有無、新たに把握した情報等を示したもの。
- 3) 治山施設経過点検結果整理表 … 現地調査の結果把握した、詳細位置情報（記載する座標値は世界測地系（WGS84）とする）、施設異常の有無等を記載する。
- 4) 点検施設写真 … 点検状況がわかる代表写真を紙印刷するとともに、点検した各施設写真を電子データで納品する。

成 果 品 目 録

成果品項目	設計項目	規格等	提出数量		摘要
			紙	電子媒体	
【治山施設点検業務】					
点検箇所位置図	現地調査		1	1	
点検施設配置図	現地調査		1	1	
治山施設経過点検 結果整理表	現地調査 取りまとめ	A4版	1	1	
点検施設写真	現地調査 取りまとめ		1	1	代表写真のみ 紙印刷する

第104号

【見積用説明書】

十勝川流域

支流

川

北海道十勝管内一円

令和6年度

十勝管内 効果促進事業施設点検委託業務設計書

測量及び試験費総括表		
名 称	金 額	備 考
計画作成等業務(詳細点検)		
計画作成等業務(経過点検)		
業務委託価格		(万円未満切り捨て)
消費税相当額		業務委託価格×10%
委託料		

計 画 作 成 業 務 内 訳 表

区 分	名 称	種 別	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	直 接 費	直接人件費	BC間旅費	交 通 費	明細表番号	備 考
直接原価	治山施設詳細点検			1.00	式						計画作成明細表 -01	
		計										

治山施設点検業務(経過点検) 内 訳 表

区 分	名 称	種 別	規 格 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額			明細表番号	備 考
直接調査費	経過点検			1.00	式					調査明細表-01	
	旅費交通費			1.00	式					調査明細表-02	
	報告書作成費			1.00	業務						直接調査費(旅費交通費、打合せ協議、報告書作成費を除く)の5.2%
		計									

